

## 重要事項確認票

4

必ずお読みいただき、確認欄にチェックし、署名してください。

| 重要事項 |                                                                                                                                                        | 確認欄                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ①    | 利用調整は申込締切日までに提出された書類で審査します。申込締切日以降に提出された書類は次月の利用調整から適用します。なお、郵送で申込書類を提出する場合、必要書類の同封漏れや郵便事故による未着について、市は一切責任を負いません。                                      | <input type="checkbox"/> |
| ②    | 受付期間内であれば、受付順が利用調整に影響することはありません。                                                                                                                       | <input type="checkbox"/> |
| ③    | 入所申込みは、当該年度(3月末まで)有効であり、毎月利用調整されます。入所を希望しなくなった際には、速やかに取下げをしてください。入所保留となり、次年度(4月以降)も継続して入所の希望がある場合は、改めて申込みが必要です。                                        | <input type="checkbox"/> |
| ④    | 年度途中(5月～3月)の入所で内定した場合には、入所前月の20日頃に電話で連絡します。電話が繋がらない場合や折り返しが無い場合には、次に優先順位の高い児童を内定とすることがありますのでご注意ください。                                                   | <input type="checkbox"/> |
| ⑤    | 利用希望施設の数に制限はありませんが、希望される順番に通える範囲で記入してください。希望施設数や希望順位が利用調整に影響することはありません。申込時点で空きがなくても急きょ空きが出て利用調整する場合もありますので、必ず利用したい順に希望してください。利用希望施設の変更の届出は申込締切日まで可能です。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑥    | 利用調整は、希望した施設のみ行われます。希望していない施設に空きがあっても、利用調整されないため、入所できません。                                                                                              | <input type="checkbox"/> |
| ⑦    | 保育施設によって運営の基準、アレルギー対応の実施の有無や対応、延長保育の有無、時間、金額等が異なります。希望される保育施設の対応については、申込みの前に必ずご確認ください。                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| ⑧    | 保育に当たり特別な支援などが必要だと判断した児童については、保育士の配置やクラスの状態等により入所をお待ちいただくことがあります。                                                                                      | <input type="checkbox"/> |
| ⑨    | 2歳児クラスまでの保育施設(小規模保育施設等)を卒園後、3歳児クラスからも保育施設への入所を希望する場合には、新規の入所申込みが必要となります。利用調整の結果、入所することができない場合があります(連携施設が設定されている場合を除く。)                                 | <input type="checkbox"/> |
| ⑩    | 富士見市外から転入予定での申込みの場合は、必ず入所月の前月末日までの転入と、再度、富士見市保育課窓口での入所申込みが必要となります。転入予定ありでの申込みをしていたにもかかわらず、入所月の前月末日までに転入および窓口での手続きがされない場合には、入所内定が取り消されます。               | <input type="checkbox"/> |
| ⑪    | 市外施設を希望する場合は、施設がある自治体に提出期限や必要書類を確認の上、提出期限のおおむね2週間前までに富士見市子ども未来部保育課に提出してください。                                                                           | <input type="checkbox"/> |
| ⑫    | 入所申込み及び支給認定の手続に際して提出された書類は、返却できません。<br>また、提出された書類、記載内容その他保育の実施に関して必要があると判断した情報は、保育施設に提供することがあります。                                                      | <input type="checkbox"/> |

裏面に続く

|        |                                                                                                                                                                |                          |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| A<br>⑬ | 入所時点で申込みの内容と事実が異なる場合又は変更が生じた場合は、入所内定の取消し又は退所になる可能性があります。変更が生じた場合は、速やかにご相談いただき、必要書類を提出してください。                                                                   | <input type="checkbox"/> |
| ⑭      | 保育施設に入所する前に転出した場合は、入所内定が取り消されます。                                                                                                                               | <input type="checkbox"/> |
| ⑮      | 入所が決定した際は、入所施設の説明会に出席していただき、重要事項説明に同意した上で入所をしていただきます。                                                                                                          | <input type="checkbox"/> |
| ⑯      | 入所すると原則、児童が保育園に慣れていただくために短い時間で保育する「ならし保育」が数日間あります。入所月より前に、ならし保育を行うことはできません。                                                                                    | <input type="checkbox"/> |
| ⑰      | 育児休業中で申込みをした場合、入所月末までに育児休業を終え、入所月の翌月の1日までに育児休業を取得した会社に復職できなければ、入所内定の取消し又は退所になります(例:4月入所の場合は、4月30日までに育児休業を終了し、5月1日までに復職)。確認のため、入所月の翌月の15日までに復職後の就労証明書を提出してください。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑱      | 就労内定で申込みをした場合は、入所月に就労開始し、就労開始後3か月分の就労実績が記載された就労証明書を提出してください。<br>なお、就労を開始した会社や就労内容(就労日数や時間)が申込時の就労証明書と違う場合には、入所内定の取消し又は退所になることがあります。                            | <input type="checkbox"/> |
| ⑲      | 求職活動の理由で申込みをした場合は、入所月を含め、3か月目の15日までに就労証明書を提出していただきます。相談もなく、提出がない場合は、退所となります。                                                                                   | <input type="checkbox"/> |
| ⑳      | 出産の理由で申込みをした場合は、出産(予定)月の翌々月の末日で退所となります。他の保育を必要とする理由があり、継続して入所したい場合は、改めて入所申込みをする必要があります(改めて利用調整されるため必ず継続できるとは限りません。)                                            | <input type="checkbox"/> |
| ㉑      | 出産(予定)月及び出産(予定)月の前後2か月以内に入所した場合には、就労理由等で申込みをしていても、保育の理由は出産とみなされます。このため、出産(予定)月の翌々月の末日で退所となります。                                                                 | <input type="checkbox"/> |
| ㉒      | 保育短時間認定の児童が各保育施設の定める保育短時間の時間以前又は時間以降に施設を利用する場合は、延長保育料が発生します。                                                                                                   | <input type="checkbox"/> |
| ㉓      | 育休中や求職活動中は、原則の保育時間が短時間認定区分(8:30～16:30)となります。                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> |
| ㉔      | けやき子ども園の短時間枠に入所した場合は、卒園するまで短時間枠となります。標準時間を希望する場合は、転所(転園)届を提出してください。利用調整を行うため、必ず標準時間になるとは限りません。                                                                 | <input type="checkbox"/> |

表裏面の記載事項及び入所案内を全て確認し、了承しました。

令和      年      月      日      保護者氏名 \_\_\_\_\_